

秋の全国交通安全運動

9月21日(土)～30日(月)

ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ安全で安心な北海道～

- ◇子どもと高齢者の交通事故防止
- ◇夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ◇全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◇飲酒運転の根絶
- ◇居眠り運転による交通事故防止



市内の交通事故発生状況 (25年7月累計)

発生件数	512件(対前年比 83件減)
死者数	3人(対前年比 2人増)
傷者数	624人(対前年比 110人減)

お問合せ 交通安全課 ☎21-3190

交通事故防止のため “夜光反射材”を配布します

交通安全課(市役所4階)、亀田・湯川・銭亀沢支所で配布しています。夕暮れ時や夜間にかけての歩行中の交通事故対策にご利用ください。

配布内容.....

- ・靴貼付型夜光反射シール
- ・夜光反射リストバンド



お問合せ 交通安全課 ☎21-3190



都市景観形成地域

老朽空き家解体補助金



今年度限りで終了する事業です。活用を検討している方はお早めにご相談を

都市景観形成地域内において、老朽化が著しく周辺住環境に危険を及ぼす恐れのある空き家を解体する場合、工事費の一部を補助します。

受付期間 26年1月初旬まで
(予算額に達した時点で締め切り)

※26年1月末日までに解体工事を完了することが条件となります。

補助金額 対象経費の1/2以内で上限30万円

対象者 都市景観形成地域内に空き家を所有する原則として個人の方(市税の滞納が無い方に限る)

対象建物 都市景観形成地域内(弥生町、大町の全部および船見町、弁天町、末広町、元町、豊川町の一部)にある概ね1年以上空き家となっている家屋

※事前審査や施工業者の選定など、一定の条件があります。詳細は市のHPまたは担当課へお問合せください。

お問合せ 街づくり推進課 ☎21-3358

家屋を取り壊した方はご連絡を

25年中に取り壊した家屋は、市が現地を確認した後、26年度から固定資産税および都市計画税が課税されるので、ご連絡ください。

※函館地方法務局に滅失登記済の方は連絡不要。

お問合せ 税務室資産税担当 ☎21-3225

〈広告〉

あなたの
ほしいものを
パトロール



1年に1個しか売れない商品でも、
買う方がいらっしゃる限りおき続けます。

いつもあなたの
そばにいます。



本社 / 函館市鍛冶1丁目39番11号
小売部 / 北斗市七重浜2丁目45-5 TEL (0138) 49-3171 (代) FAX (0138) 49-3271
営業時間 / 午前8時半～午後9時迄 日・祝 午前9時～午後9時迄 (年中無休)